

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 ひがしよどがわ福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひがしよどがわ福祉会（以下「法人」という。）の理事及び監事並びに評議員（以下本規程で「役員」という。）の報酬等について必要な事項を定める。

(報酬及び交通費の支払い)

第2条 役員が理事会又は評議員会（以下、本規程で「役員会」という）に出席した場合の報酬及び交通費は支払わないものとする。

2 理事長及び理事長の命を受けた役員が、理事会又は評議員会以外で法人の業務に従事した場合は別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 報酬を伴って役員が業務にあたる日数は1ヵ月20日を限度とする。交通費については月額20,000円を上限とする。

(出張旅費)

第3条 理事長及び理事長の命を受けた役員が法人の業務のため出張する場合は、別表1に定める報酬のほか、別表2により実費を支払う。

2 費用は原則として、業務完了後の清算払いとする。必要により事前支払いし清算することができる。

3 業務遂行に必要な場合、実費を支払う。

(適用の除外)

第4条 事業及び施設の職員を兼務する役員は本規定を適用しない。

(改定)

第5条 この規程の改定は理事会の議決を経なければならない。

附則 この規程は2015年4月1日から施行する。

別表1（業務の報酬）

業 務 内 容	報 酬（日額）	交通費（日額）
理事長・理事・評議員業務報酬等	10,000円	5,000円
監事監査指導業務報酬等	10,000円	5,000円

別表2（出張）

交通費	宿泊費（実費・上限額）	その他経費
実 費	20,000円	実 費